

事前相談
受付中！
(5月8日まで)

新しい観光コンテンツ造成等 支援事業費補助金

新たな観光コンテンツの造成や新展開、
観光産業の生産性向上の取組を支援します！

対象事業者

山梨県内に事業所を有するDMO、観光協会、観光事業者 等
※申請を希望する場合は県のHPで交付要綱と募集要領を必ずご確認ください。

補助対象事業

以下の1～5の要件を全て満たす事業
(事業費が**200万円以上のものに限る**)

- 1 裏面の類型1～3いずれかの類型に取り組む事業
- 2 ①を行うにあたり、プロセスが明らかとなっている事業
- 3 翌年度以降も継続される事業
- 4 地域の関係者と連携して取り組む事業
- 5 物価高騰を踏まえた合理的な目標設定を行う事業

補助額

補助対象経費（裏面参照）の100万円まで定額。
100万円を超える部分については補助率2分の1以内。

※補助上限額：300万円

例 総事業費500万円の場合

定額100万円 + (400万円×1/2) = 定額100万円 + 200万円 = 補助額300万円

申請受付期間

令和8年5月11日（月）～ 令和8年5月15日（金）正午必着
(5月8日まで事前相談を受け付けています)

※本補助金は国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しています。

問い合わせ先

山梨県観光文化・スポーツ部
観光振興グループ

〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁別館2階
電話：055-223-1557
メールアドレス：kankou-sk@pref.yamanashi.lg.jp
URL：https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/newtourism-support.html



対象事業類型

類型	内容
類型1 コンテンツ造成型	新たに観光コンテンツを造成し、補助事業終了後の販売開始までを見据えた取組（販路開拓・プロモーションを含む。）
類型2 新展開型	新市場開拓や、既存の観光コンテンツの高付加価値化に関する取組
類型3 生産性向上型	業務効率化や平準化など、観光事業者の生産性向上に資する取組

補助対象経費

補助対象経費		補助率
人件費	● 人件費（本事業のために雇用する者の人件費のみ補助対象）	100万円まで定額
物件費	● 報償費（講師への謝金等） ● 旅費（公共交通機関を利用して最も経済的・効率的な区間の実費相当額、宿泊は真に必要な場合のみ（令和8年度は13,000円を上限とする） ● 需用費（印刷製本費、消耗品費等） ● 役務費（通信運搬料、保険料等） ● 使用料及び賃借料（リース料等） ● 委託料（請負費、外部委託経費等）	100万円を超える部分については補助率1/2以内（補助金の額は300万円を上限とし、最低事業費を200万円とする。）
その他知事が補助事業実施に必要と認める経費		

交付スケジュール

1 事前相談受付期間

令和8年3月27日（金）～ 令和8年5月8日（金）

▶ 申請に関する手続きや事業内容について事前の相談を受け付けます。

2 交付申請受付期間

令和8年5月11日（月）～ 令和8年5月15日（金）正午必着

▶ 上記期間終了後の受付はできませんので、あらかじめご了承ください。

3 交付決定事業者選定に関する検討会

令和8年6月上旬頃

▶ 申請要件を満たしているかを確認した上で、事業の内容について外部有識者等から構成される検討会により評価を行い、交付決定事業者を選定します。
検討会の開催にあたり、質問事項への回答をお願いすることがあります。

4 交付決定（事業開始）

令和8年6月下旬頃

5 事業実施期間

交付決定日～ 令和9年2月10日（水）まで